

役員報酬規程

【平成28年第5回理事会承認】

社会福祉法人愛篤福社会

社会福祉法人愛篤福社会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛篤福社会の役員及び評議員、評議員選任・解任委員、苦情処理第三者委員、運営推進委員（以下「役員等」という。）の報酬及び実費弁償費（以下「報酬等」という。）について定めるものである。

2 この規程の実施にあたっては、介護保険事業収入及び障害福祉サービス等事業収入を勘案し、予算の範囲内でこれを行う。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言い、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(報酬等の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額とする
 - (2) 通勤費 職員給与規程に準じて支給する。ただし、職員給与が支給されている役員等に対しては支給しない。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、次の各号に定める時期とする。

- 2 報酬 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前日とする）
- 3 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人、事業所運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（月の途中で就任又は退任した場合の報酬）

第7条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員の就任当月分の報酬及び月の末日以外の日において退任した常勤役員に退職当月分の報酬を支給する場合は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。ただし、死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規程により計算して金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（委員の報酬）

第9条 評議員選任・解任委員、苦情処理第三者委員、運営推進委員への報酬の額は別表第4に定める額とする。

（公表）

第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定

める。

(改正)

第12条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	俸 給	通勤手当
常勤役員	450,000円	給与規程準用

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	旅費規程準用

別表 3

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会出席報酬等	10,000円	旅費規程準用

別表 4

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員 業務報酬等	10,000円	旅費規程準用
監事監査指導 報酬等	10,000円	旅費規程準用
評議員選任・解任委員	10,000円	旅費規程準用
苦情処理第三者委員 運営推進委員	2,000円	旅費規程準用